

## 小平市高齢者救急代理通報システムについて

### 1 概要

慢性疾患による発作が起きた時等に備え、緊急時にボタン一つで民間事業者の受信センターに通報できる機器を設置し、日常生活の安全を確保します。

### 2 対象（下記全てに該当する方）

- (1) 65歳以上のひとり暮らし等の高齢者
- (2) 身体上の慢性疾患がある

※心疾患（狭心症、心不全、不整脈等）、脳疾患（脳梗塞、くも膜下出血等）、呼吸器疾患（喘息、肺気腫、呼吸不全等）、そのほか（糖尿病、各種癌、大動脈瘤、肝炎等）

- (3) 日常生活を営むうえで常時注意を要する

※救急車の出動が想定される症状と医師より診断され、症状悪化時に自力で救急要請することが難しい状態

### 3 設置機器

- (1) 本体・通報機

信号を受信センターに通報する機器です。緊急時にボタンを押すだけで自動的に受信センターに通報がいきます。通報が繋がると電話の受話器を持たなくても会話ができるようになります。

- (2) ペンダント

携帯用の緊急通報ボタンです。本体とセットになります。（居室内で使用可）

○希望がある方

- ・火災センサー

自宅に火災警報器がない場合、必要に応じて設置ができます（賃貸住宅を除く）

- ・生活リズムセンサー

居室等にセンサーを必要に応じて設置し、センサーが一定時間の生活動作を確認できない場合に受信センターへの自動通報を行います。

### 4 利用料金（月額）

	住民税課税世帯	住民税非課税世帯
救急代理通報システムのみ	460円	0円
救急代理通報システム ＋火災センサー	550円	0円
救急代理通報システム ＋生活リズムセンサー	590円	0円
救急代理通報システム ＋火災センサー ＋生活リズムセンサー	680円	0円

### 5 申込方法

担当のケアマネジャーがいる場合はケアマネジャーにご相談のうえ、ご申請ください。介護認定がない場合や、担当ケアマネジャーがいない場合はお近くの地域包括支援センターにお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

健康福祉部高齢支援課地域支援担当 電話 042-346-9539

# 救急代理通報システムの仕組み

## 本体機器



ボタンを押すことでアナログ回線を使って、受信センターに通報し、会話ができます。

## ペンダント

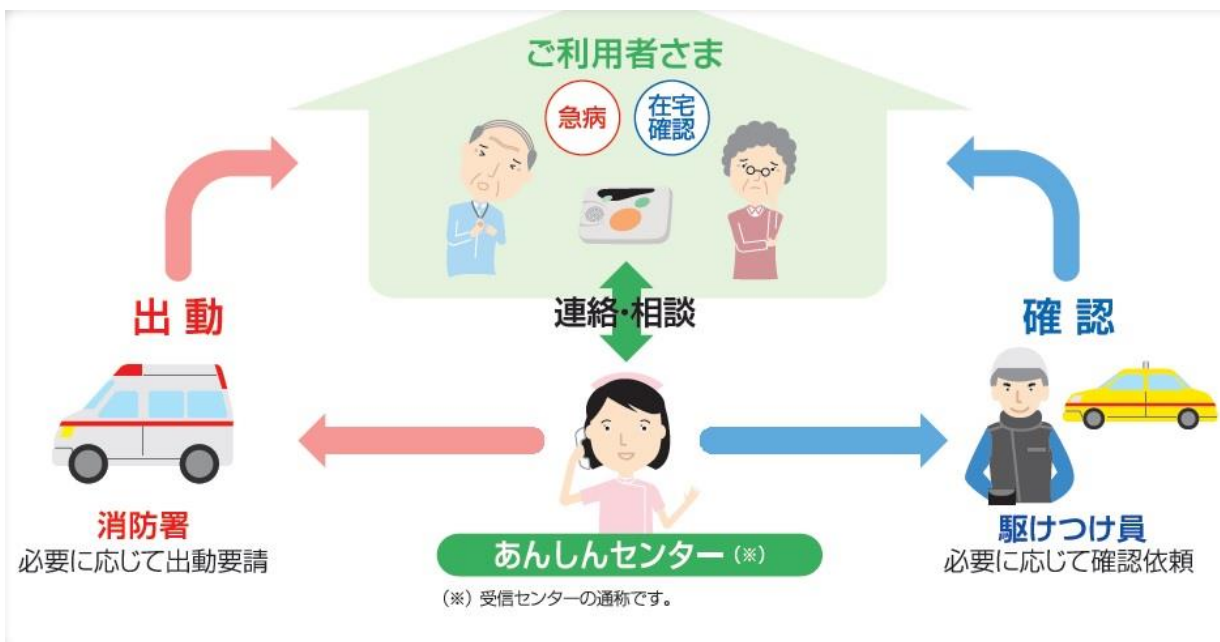


居室内であれば、どこでも通報ができます。

## 〔どうやって通報するのか〕

- 本体機器もしくはペンダントのボタンを押すと通報が入ります。応答がない場合等は必要に応じて、緊急連絡先や救急要請、駆けつけ員の派遣を行います。

## 通報イメージ図



## 〔その他・注意事項〕

- 1 機器は貸与になります。廃止の際は、機器を事業者へ返却します。機器を紛失・損傷した場合は実費弁償となります。
- 2 救急代理システム利用にあたり市から事業者へ必要な範囲で氏名・住所等の情報を提供します。
- 3 **緊急時の連絡先は必ずどなたか一人が必要です。**
- 4 機器の設置及び撤去に際し、壁や柱に必要な範囲で穴や傷をつける場合があります。アパート等の賃貸住宅の場合には、申請前に家主や管理人の承諾を得てください。
- 5 月に1度受信センターからお伺いの連絡が入ります。

# 生活リズムセンサーの仕組み

## 生活リズムセンサーの設置機器と役割

### ①センサー送信機

ご利用者の動きを赤外線で検知し、そのデータをセンサー受信機に送信



### ②鍵ホルダー在宅・不在確認

利用者様の在宅・外出は鍵ホルダーが自宅にあるかどうかで判断します。



### ③センサー受信機

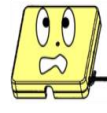
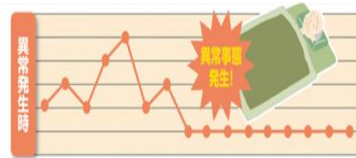
①と②の信号を受信し、ご利用者の状況を判断して通報



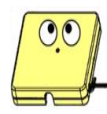
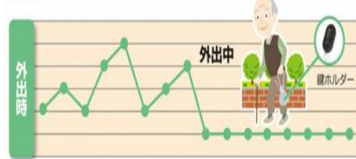
## 生活リズムセンサーの異常判断



通報しない  
(異常なし)



あんしんセンター



通報しない  
(外出と判断)

一日の活動量が少なく且つ鍵ホルダーが自宅にある場合、通報します

## 〔どのような場合に通報がされるか〕

- 利用者の一定時間動きがない場合に、自動的に通報が入ります。

## 〔感知方法〕

- 人の体温と周辺温度の差が変化したときに動きがあったとして判定します。  
(玄関に近づく自動点灯する防犯用外灯と同じ原理です)

## 〔センサーが入るタイミング〕

- 1日1回、午前中に活動量が少ない場合にセンターへ通報されます。  
(活動量については24時間単位で一定の活動量があるか否かを判断します。)

## 〔外出の判断〕

- 鍵ホルダーで行います。  
「鍵ホルダーがご自宅にある」 + 「活動量が少ない」 の条件で通報が入ります。

※生活リズムセンサーは、利用者様の動作、体調などの状況および異常、異変、事故等を即時に知らせるものではありません。また、利用者様の体調等の異常、異変、事故等が生じた場合に利用者を救助するために通報するといった人命救助を目的とするものではありません。

※在宅か不在かの判断を行うため、外出時は必ず鍵ホルダーを持ち出してください。

※寝たきりなど動く機会の少ない方、同居家族や毎日ヘルパーが入る方は、異常を感知する適切な活動量を判定できないため、利用をお勧めできません。

※通報され応答がない場合は、自宅に警備員または協力員が駆けつけ、必要に応じて自宅内を確認します。